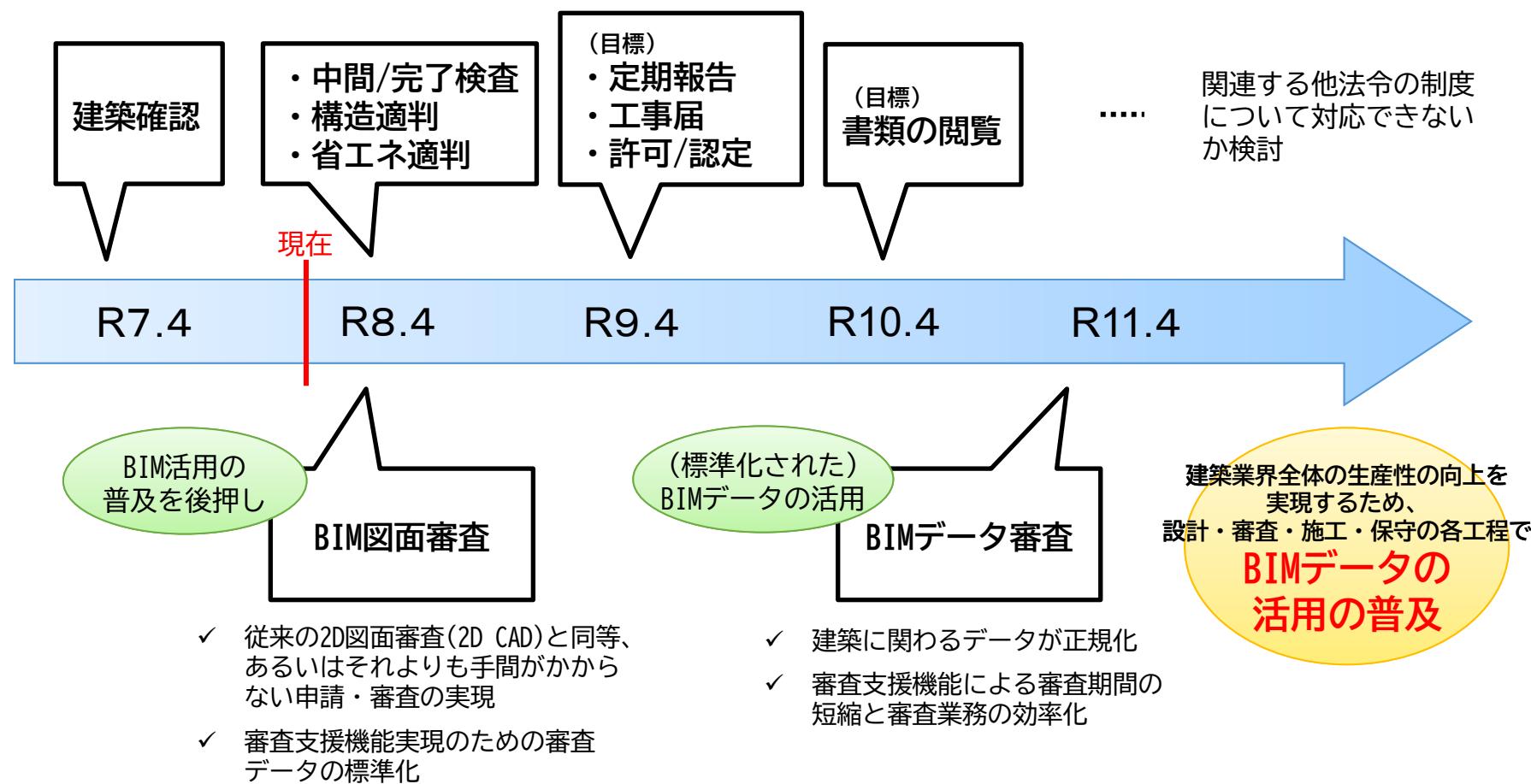


建築基準法の手続DXのための 制度改正について(報告)

建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を実施



背景

各種概要書※について、特定行政庁は、当該建築物が滅失し又は除却されるまで閲覧に供さなければならないこととされており、特定行政庁による概要書の保管の負担は大きい。※概要書…建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、全体計画概要書

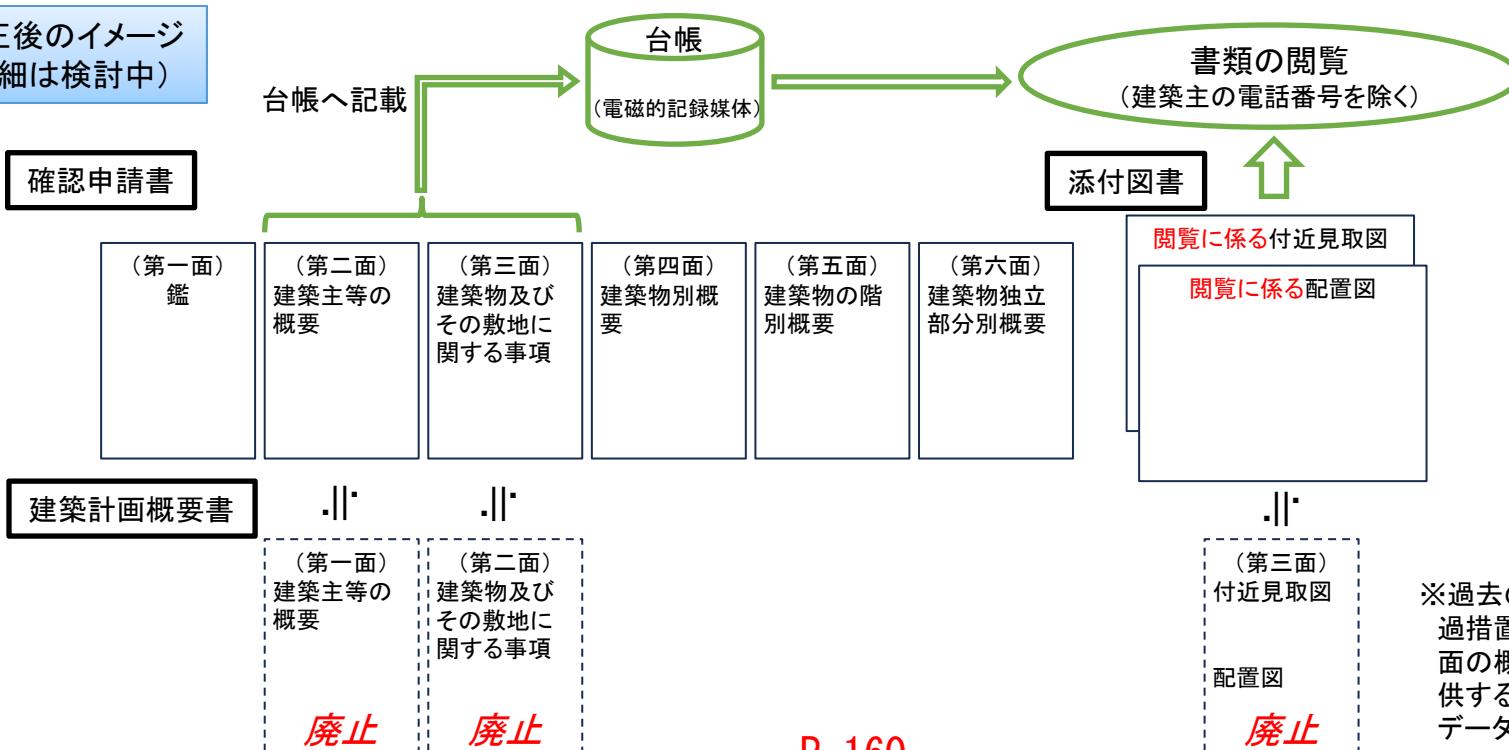
- ・各種概要書の記載事項は、確認申請書又は定期報告書にほぼ包含されている。
- ・概要書の記載事項は、特定行政庁が整備する台帳への記載事項でもあり、閲覧に当たっては、閲覧に供すべき事項を特定行政庁の台帳から抽出すれば足りる。

改正

「届出一度きり原則（ワンスオンリー）」を踏まえ、「行政手続の電子化」の一環として
①概要書を廃止し、②閲覧は台帳から必要な事項を抽出して表示又は提供する形
とする方向で省令改正を検討。（令和10年4月施行目標）

特定行政庁における概要書の保管 に係る負担を解消

改正後のイメージ (詳細は検討中)



(参考)BIM図面審査の概要

- 申請者は、一定のルール（入出力基準）に従いBIMデータを作成し、PDF形式の図書とIFCデータを書き出す。
また、入出力基準に従っている旨の申告書や、その他必要な図書等を準備し、確認申請用CDEを使って確認申請を行う。
- 審査者は、確認申請用CDEにアップロードされた申請図書により審査※を行う。
※IFCデータは審査対象ではなく、形状理解のための参考として活用
- BIM図面審査による整合性の確認の省略について、告示（確認審査等に関する指針）の改正を予定（令和8年4月1日施行）。

